

「地方創生カレッジ事業実施要綱」
(平成 31 年 3 月 19 日付府地創第 55 号) ～抜粋～

2. 業務内容

次の(1)から(9)までの業務を行うものとする。業務遂行に当たっては、「地方創生カレッジ事業実施要綱」(平成 31 年 2 月 7 日付府地創第 18 号)の 2. に規定する業務内容との連携・接続に留意し、公正性・公平性に配慮するとともに、その業務の目的に照らし、より効果的・効率的に目的を達成できると認められる場合には、積極的に更なる有効な提案等を行い、内閣府地方創生推進室(以下「当室」という。)と協議を行うこと。

(1) 推進会議の開催

地方創生の取組を担う人材(以下「地方創生人材」という。)に関する学識・経験を有する者や、地方創生人材の養成・確保等に取り組んでいる者を招集して、地方創生カレッジ事業(以下「本事業」という。)の推進を図るため、推進会議を定期的に又は必要に応じて開催する。推進会議メンバーの選出及びその後の推進会議の運営に当たっては、当室と事前に協議しなければならない。

(2) ネットワークの形成・ポータルサイトの運営

地方創生人材に関わる法人・団体等であって一定の実績又は体制及びノウハウを有し、地方創生に対する熱意があるもの並びに地方創生の担い手を志す個人等を集結させたネットワーク(以下、単に「ネットワーク」という。)を形成し、インターネット上にポータルサイトを構築して、連携の強化、情報の共有、情報発信の強化等が図られる環境を整備する。なお、法人・団体等がネットワークに参画するに当たっては、実績又は体制及びノウハウに関する要件その他の要件を予め定めておくとともに、構成員の選定に際しては、当室と協議しながら進めるものとする。

(3) 人材育成等の取組に関する実態調査、分析

地方創生に関する人材の育成に取り組んでいる大学・各種団体の情報収集をできる限り網羅的に行って、その結果を整理・分析することとする。

この調査によって、地方創生人材の育成に一定以上の実績又は体制を有することが判明した大学等に対しては、当室とも協議しつつ、ネットワークに参画するよう促すとともに、後掲(5)にいう学習コンテンツの提供を求める交渉を積極的に行う。

また、国の各府省庁において実施している地方創生人材に係る取組であって、ネットワークから発信することが適当と認められる情報を有するものについて、当室と協力して、情報収集・整理し、必要に応じて、適切にポータルサイトへのアップロードやリンク貼付などを行う。

(4) ビデオ教材の作成、アップロード

地方創生人材に関する第一人者をはじめ、適切な人材に講義を依頼し、それを録画・編集して、ビデオ教材を作成するとともに、当該教材をポータルサイトにアップロードし、広く、地方創生を志す者、地方創生に関心のある者の利用に供する。その際、コンテンツの評価が利用者に分かるような仕組み(ビデオ教材へのアクセス数等)も併せて構築するものとする。

(5) eラーニングの作成

必要と認められるeラーニングのカリキュラムを作成する。eラーニングのカリキュラム作成に当たっては、当室と協議の上、(1)の推進会議での検討を踏まえてこれを行うとともに、大学等の養成機関と協調し、学習コンテンツを掲載することとする。現時点で想定されているカリキュラムのイメージを別添に示すが、これらはあくまで参考であることに留意すること。eラーニングのカリキュラム作成に当たっての著作権については、関係者間で協議し、適切に処理すること。

なお、カリキュラムは、専門編及び基盤編に分類して作成することとし、講師や受講者同士が対話できるシステムが有効と認められるコースやスクーリング・実地研修との組み合わせが有効と認められるコースについては、当該システム等を併せて構築するものとする。また、カリキュラム及び各学習コンテンツについては、常に見直し・改善を図ることとし、その改善を促すため、掲示板を設けるなど、評価の仕組みを構築しておくこととする。

また、受講による達成度を計る仕組みを構築するものとする。

(6) 地方創生人材を評価・認定するための仕組みの創設

地方創生に関し相当の実績を有すると認められる者や、上記(5)で構築したeラーニング等を通じて高度な専門性を修得したと認められる者等を、例えば「地方創生マイスター」(仮称)として評価・認定できる仕組みを検討・構築する。

上記の仕組みを構築したときは、当該認定された者の承諾を得て、プロフィール、修得した専門性の内容、インタビュー等を公開できる仕組みや、SNS、交流会等の開催を通じて認定された者同士を繋ぐ仕組みなどを検討・構築する。

(7) 優良事例の公開

国が把握する「地方創生に係る優良事例」等について、当室と連携しつつ、大学等の養成機関が教材として使いやすいように加工して、これをポータルサイトに公開する。

(8) 専門人材マッチング機能の検討・構築

地域のマーケティングや地域資源の分析に係る専門人材が、当該地域のニーズに応じて確保されるスキーム(マッチング機能)を検討・構築する。検討・構築に当たっては、当室と協議しながら進めなければならない。

(9) 広報

本事業について、広く関係者等への周知を図る。具体的には、ポスター、パンフレット等を作成して大学等の教育機関、地方公共団体等に配布するとともに、必要に応じてシンポジウムの開催やメディア等を活用した効率的な広告を行うものとする。広報に当たっては、デザイン等に工夫を凝らした効果的なコンテンツの企画、作成に努めるとともに、そのコンテンツや配布先等について、当室と協議しながら進めなければならない。